

行政文書開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号
住所 氏名

第1項の規定により、次のおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

行政文書の名称	日時	年 月 日	午前・午後	時
	場所			
開示を実施する日時及び場所				
開示の実施の方法				
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円		
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分	
担当所属	電話番号 内線			
備考				

注1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当所属に電話等で連絡してください。
2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。
4 写しの作成及び送付には、電磁的記録を用紙に出力したものを又は複製物の作成及びこれらの送付を含みます。

(日本工業規格A4)

行政文書部分開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号
住所 氏名

第1項の規定により、次のおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

行政文書の名称	日時	年 月 日	午前・午後	時
	場所			
開示を実施する日時及び場所				
開示の実施の方法				
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円		
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分	
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由				
担当所属	電話番号 内線			
備考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
注1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当所属に電話等で連絡してください。
2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
3 行政文書の開示によって得た情報は、条例第4条の規定により適正に使用しなければなりません。
4 写しの作成及び送付には、電磁的記録を用紙に出力したものを又は複製物の作成及びこれらの送付を含みます。

(日本工業規格A4)

別記様式第4号

行 政 文 書 不 開 示 決 定 通 知 書 熊本県警察本部指令第 号 住所 氏名 熊本県警察本部長 印	
第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。 年 月 日 熊本県警察本部長 印	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	1 条例第7条第 号に該当 2 条例第10条に該当 3 その他(理由) 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

教 示
この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

(日本工業規格A4)

別記様式第5号

開 示 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書 熊 本 県 警 察 本 部 長 印 年 月 日 熊本県警察本部長 印	
第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。 年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第12条	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	熊本県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

(日本工業規格A4)

別記様式第6号

開示決定等期間特例延長通知書		熊 第 年 月 日 号
殿		熊本県警察本部長 印
<p>年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。</p>		
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項		
熊本県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	年 月 日	
熊本県情報公開条例第13条を適用する理由		
担当所属	電話番号	内線
備考		

(日本工業規格A4)

別記様式第7号

事案移送通知書		熊 第 年 月 日 号
殿		熊本県警察本部長 印
<p>年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。</p> <p>なお、本件開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関において行います。</p>		
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項		
移送をした実施機関の担当所属	電話番号	内線
移送を受けた実施機関(開示決定等をする実施機関)		
移送を受けた実施機関の担当所属	電話番号	内線
移送した年月日	年 月 日	
移送した理由		
備考		

(日本工業規格A4)